

北海道科学大学動物実験委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道科学大学組織規程第19条及び北海道科学大学動物実験規程第5条に基づき、北海道科学大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 学長が指名する者
- (2) 委員 学長が指名する者 5名以内

2 前項に掲げる構成員は次の各号に該当する各1名とする。ただし、委員長には第1号、2号又は3号の者から指名するものとする。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
- (3) その他の学識経験を有する者
- (4) 実験動物管理者

(任期)

第3条 前条に掲げる者の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により補充された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 委員会は、学長の諮問を受け、次の事項について審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が動物実験等に関する法令、飼養保管基準、基本指針及び北海道科学大学動物実験規程に適合していることの審査
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 施設等の設置及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) 自己点検・評価、外部の専門家による検証並びに情報公開に関すること
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関すること

2 委員会は必要に応じて安全管理に注意を要する動物実験に関連する委員会等と相互に必要な情報の提供等を行うよう努めること。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、構成員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、構成員総数の過半数以上から委員会招集の請求があったときは、委員会を招集しな

ければならない。

- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ指名された委員がその職務を代行する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、研究推進課がこれにあたる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、平成29年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、平成30年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、2019年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、2020年4月1日より施行する。
- 1 この規程の改正は、2022年4月1日より施行する。